

入間市廃棄物減量等推進審議会について

1. 趣旨

入間市廃棄物減量等推進審議会は、市長の諮問に応じて、一般廃棄物の処理及び減量に関する基本的事項を審議するとともに、市の一般廃棄物の現状や減量に関する取り組みの実施状況などを点検評価し、必要な施策について市長に提言いただきます。

2. 人数

審議会は15人以内の委員をもって組織し、委員の半数以上の出席により、会議が成立します。

3. 任期

委員の任期は、令和6年10月1日から令和8年9月30日までの2年間です。

4. 委員の身分・報酬

委員は、地方公務員法に定める非常勤の特別職となります。

会議に出席いただいた場合は、次の報酬及び費用弁償が支給されます。

・報酬：7,000円

・費用弁償：1,000円

5. 会議

会議は平日に開催し、年2～7回程度実施する予定です。また、一回の会議は1時間半から2時間程度です。なお、令和7年度は一般廃棄物処理基本計画の中間見直しを予定していることから、例年よりも回数が増えることを見込んでおります。（最大7回程度）

6. 公開

審議会は、入間市情報公開条例に基づき、基本的に「公開するもの」と定められております。会議を開催したあと、議事録を作成し、市の公式ホームページで公開します。

○入間市廃棄物減量等推進審議会条例

昭和49年10月7日

条例第51号

(設置)

第1条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第5条の7の規定に基づき、入間市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（平8条例6・全改、平13条例3・平16条例17・一部改正）

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、一般廃棄物の減量、適正な処理等に関する基本的事項について調査審議する。

（昭63条例18・全改、平8条例6・一部改正）

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもつて組織し、知識経験者のうちから市長が委嘱する。

（昭63条例18・追加、平3条例29・平13条例3・一部改正）

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（昭63条例18・旧第3条繰下・一部改正、平13条例3・一部改正）

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（昭63条例18・旧第4条繰下・一部改正）

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（昭63条例18・旧第5条繰下・一部改正）

(幹事)

第7条 審議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、関係職員のうちから市長が任命する。

(昭 6 3 条例 1 8 ・旧第 6 条繰下)

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、環境経済部エコ・クリーン政策課において処理する。

(昭 6 3 条例 1 8 ・旧第 7 条繰下、昭 6 3 条例 2 3 ・平 8 条例 1 9 ・平 1 4 条例 5 ・
令 3 条例 2 4 ・一部改正)

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(昭 6 3 条例 1 8 ・旧第 8 条繰下・一部改正)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 6 3 年条例第 1 8 号)

1 この条例は、昭和 6 3 年 7 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行の際、新たに委嘱される委員の任期は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、昭和 6 4 年 3 月 3 1 日までとする。

附 則 (昭和 6 3 年条例第 2 3 号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和 6 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 3 年条例第 2 9 号)

1 この条例は、平成 3 年 7 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行の際、新たに委嘱される委員の任期は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 5 年 3 月 3 1 日までとする。

附 則 (平成 8 年条例第 6 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 8 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の入間市清掃審議会設置条例第 3 条の規定により委嘱されている委員は、改正後の入間市廃棄物減量等推進審議会条例第 3 条の規定により委嘱された委員とみなす。

(入間市特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

3 入間市特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例 (昭和 3 1 年条例第 2 8 号) の

一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成８年条例第１９号）

この条例は、平成９年４月１日から施行する。

附 則（平成１３年条例第３号）

- １ この条例は、平成１３年４月１日から施行する。
- ２ 第１条から第３１条までの規定による改正後の条例の規定は、平成１３年４月１日以後にする委嘱（同日前に委嘱又は任命された委員の補欠としてする委嘱を除く。）から適用する。

附 則（平成１４年条例第５号）

この条例は、平成１４年４月１日から施行する。

附 則（平成１６年条例第１７号）抄

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和３年条例第２４号）

この条例は、令和４年４月１日から施行する。